

さいたま市消防局訓令第4号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市消防局長 島田 智弘

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

## 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

給与品及び個人貸与品管理状況検査表

年度	所属	階級	職員番号	氏名

1 給与品

品名		使用期間	現有数	今年度申請数	品名		使用期間	現有数	今年度申請数
冬帽		5年			冬救急服	上衣	3年		
夏帽		5年				ズボン	3年		
冬服	上衣	5年				バンド	3年		
	ズボン	5年			夏救急服	上衣(長袖)	3年		
	ベスト	5年				上衣(半袖)	3年		
	ネクタイ	3年				ズボン	3年		
		バンド	3年			救急服襟	1年		
夏服	上衣(長袖)	3年			救急肩章	3年			
	上衣(半袖)	3年			救助服	上衣	3年		
	ズボン	3年				ズボン	3年		
防寒衣		5年			夏救助服	上衣	3年		
白手袋		1年				ズボン	3年		
短靴		3年			シャツ	長袖	1年		
略帽		3年				半袖	1年		
活動服	上衣	3年			革手袋	1年			
	ズボン	3年			作業用手袋	1年			
雨衣		3年			防火手袋	1年			
編上靴		3年			名札	活動服	3年		
防火長靴		5年				救急服	3年		
保安帽		5年				救助服	3年		
防火フード		3年			音楽隊冬・夏服用短靴	5年			

2 個人貸与品

品名	貸与数	現有数	
装備品	階級章	2	
	き章	1	
	消防隊員章	1	
	救急救命士章	1	
	上級予防技術資格者章	1	
	予防技術資格者章	1	
	警笛	1	

備考 1 非該当項目については斜線を引く。

2 給与品の現有数については、使用期間に関わらず使用可能なものの数とする。